

詳細解説

～組織再編成に係る行為計算否認規定の適用事案における初の納税者勝訴判決～

PGM事件・東京地裁 令和6年9月27日判決

島田法律事務所 弁護士 井村 旭 (元東京国税局 国際調査審理官)

I はじめに

令和6年9月27日、東京地方裁判所は、PGMグループのPGMプロパティーズに対する法人税法132条の2に基づく課税処分の適否が争われた訴訟において、PGMプロパティーズの主張を認め、処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を下した。本件は、税務当局の「伝家の宝刀」と呼ばれる法人税法132条の2適用事案ということもあり、審査請求の時点から、PGM事件と呼ばれ注目を集めていた。本件以前に法人税法132条の2に基づく課税処分が争われた事案としては、ヤフー・IDCF事件及びTPR事件があるが、いずれも下級審判決を含めて納税者が勝訴したものはなく、本判決は初

の納税者勝訴判決である。

筆者はかつて、本誌において、法人税法132条の2に関する一連の課税事案を検討させていただいた経緯もあり¹、本判決についてもコメントの機会を頂戴した。本稿は、判決後間もない時期におけるものであることに鑑み、事案の概要及び裁判所の判断の要旨の紹介（後記Ⅱ・Ⅲ）に力点を置きつつも、後記Ⅳにおいて本判決の意義について若干の検討を加えたい。

なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、筆者が現在所属し、又は過去に所属した組織の見解を示すものではない。

II 事案の概要（図参照）

原告（PGMプロパティーズ株式会社）は、ゴルフ場の保有を主要な事業とする株式会社であって、平成16年12月頃から平成30年9月30日まではPGMホールディングス株式会社（以下「PGMHD」という。）を、同年10月1日以降

はパシフィックゴルフマネジメント株式会社を持株会社とする企業グループ（以下「PGMグループ」という。）の構成法人の一つである。

①PGMグループのパシフィックゴルフプロパティーズ株式会社（以下「PGP」という。）

最新号（10月14日号）の掲載記事となります。第1023号4頁。

本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。